

令和2年7月15日

大和市長小中学校
保護者の皆様

大和市教育局

学校において新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応について

日頃より、本市の教育活動にご理解を賜り、心より感謝申し上げます。また、本市における、児童生徒の心の安定と感染拡大防止を最優先とした段階的な教育活動の開始に対しましてもご協力いただきありがとうございますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、国内においても再び新型コロナウイルス感染者が増加し、近隣の市町においても児童生徒の感染が確認され、学校が臨時休業している例もみられることから、本市の小中学校におきましても、児童生徒、教職員が新型コロナウイルスに感染した場合には、保健所の指導を受け、臨時休業等の措置をとることも考えられます。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、ご家庭におかれましても、お子様の帰宅についてのご準備と、小学校児童1年生、2年生の引き取りによる下校となった場合のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. ご家庭にお願いしたいこと

(1) 下校時刻の繰り上げについて（小学校児童1年生2年生の引き取りについて）

○感染拡大防止の観点から、下校時刻を繰り上げて、下校する場合があります。

その際、小学校児童1年生、2年生については、引き取りをお願いすることもあります。

その他の学年の児童につきましては、原則、各自で下校となります。

○下校時刻を繰り上げて下校する場合や臨時休業の場合は、児童クラブもお休みになります。

○時間割を繰り上げて下校になるかどうかの判断は、感染状況から保健所と協議し

判断していきます。具体的なお知らせは当日のPSメールになります。

(2) 帰宅後について

○ご家庭におかれましても、日々の健康観察を十分に行い体調の変化に留意してください。

○発熱、風邪の症状がみられるときには速やかにかかりつけ医にご相談ください。

2. 学校からの緊急メール（PSメール）にて連絡すること

(1) 感染者が確認された当日（登校後で、児童生徒が学校にいる場合）

○「児童生徒の下校時刻・小学校1、2年生は引き取り時刻と場所」「臨時休業の期間」等

(2) 感染者が確認された当日（休日や夜間等で、児童生徒が家庭にいる場合）

○「臨時休業の期間」等

(3) 臨時休業中

○臨時休業時の対応（学習課題等）、諸連絡及びその後の感染症情報等 ○学校再開日程等

3. 情報の取扱いについて

情報については、十分留意して取り扱います。ご家庭におかれましても、これらの事案に関する情報の取扱いにつきましては、十分留意していただき、偏見等によるいじめや差別が起こらないようご協力をお願いいたします。

4. その他

児童クラブ・放課後寺子屋やまと・放課後子ども教室につきましては、感染者が確認され学校が下校時刻を繰り上げて下校する場合や臨時休業期間中は開催いたしません。

お問い合わせ：大和市教育局 指導室：☎ 046-260-5210

令和2年7月15日

大和市立小中学校
保護者の皆様

大和市教育委員会

お子様が新型コロナウイルスに感染した場合等の学校への連絡について

日頃より、本市の教育活動にご協力いただきありがとうございます。

さて、お子様及び保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策のため、毎日の検温や健康観察等にご協力いただいているところですが、今後、本市の児童生徒で感染者が確認された場合には、感染の拡大を防ぐため、学校が臨時休業を行う可能性があります。

つきましては、次のような場合には、必ず学校にお伝えいただきますようお願いいたします。

- ・ お子様がPCR検査を受けることになった時
- ・ お子様がPCR検査を受けて、その結果がでた時
- ・ お子様が濃厚接触者になった時
- ・ 同居のご家族が上記の3つにあてはまる時

○なお、平日の夜間や休日等に上記のような緊急事態になり、学校に連絡がつかない場合には、大和市役所（263-1111）にお電話してください。

お子様が新型コロナウイルスに感染した場合や、濃厚接触者となった場合は、原則として学校保健安全法に基づく「出席停止」となり、医師により感染のおそれがないと認められるまで、登校を控えていただくこととなりますので、ご承知おきください。

学校においては、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見等によるいじめや差別が起こらないよう、未然防止を徹底してまいります。引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

大和市教育委員会 指導室
お問い合わせ ☎ 046-260-5210